

## 昭和二十二年法律第百号

目次

船員法

第一章 総則（第一条—第六条）
第二章 船長の職務及び権限（第七条—第二十条）
第三章 紀律（第二十一条—第三十条）
第四章 雇入契約等（第三十一条—第五十一条）
第五章 給料その他の報酬（第五十二条—第五十九条）
第六章 労働時間、休日及び定員（第六十条—第七十三条）
第七章 有給休暇（第七十四条—第七十九条の二）
第八章 食料並びに安全及び衛生（第八十条—第八十三条）
第九章 年少船員（第八十四条—第八十六条）
第九章の二 女子船員（第八十七条—第八十八条の八）
第十章 災害補償（第八十九条—第九十六条）
第十一章 就業規則（第九十七条—第一百条）
第十一章の二 船員の労働条件等の検査等（第一百条の二—第一百条の十一）
第十一章の三 登録検査機関（第一百条の十二—第一百条の二十八）
第十二章 監督（第一百十三条—第一百二十一条の四）
第十三章 雑則（第一百十三条—第一百二十二条）
第十四章 罰則（第一百二十二条—第一百三十六条）

附則 第一章 総則（船員）
第一条 この法律において「船員」とは、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令で定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいふ。
前項に規定する船舶には、次の船舶を含まない。 一 総トン数五トン未満の船舶 二 湖、川又は港のみを航行する船舶 三 政令の定める総トン数三十トン未満の漁船 四 前三号に掲げるもののほか、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二条第四項に規定する小型船舶であつて、スポーツ又はレクリエーションの用

に供するヨット、モーターボートその他のそ  
の航海の目的、期間及び態様、運航体制等か  
らみて船員労働の特殊性が認められない船舶  
として国土交通省令の定めるものとする。ただし、国土交通大臣は、政令で定め  
るところにより、特に港を指定し、これと異なる区域を定めることができる。

前項第二号の港の区域は、港則法（昭和二十  
三年法律第百七十四号）に基づく港の区域の定  
めのあるものについては、その区域によるものとする。

この法律において「海員」とは、船内で  
使用される船長以外の乗組員で労働の対償とし  
て給料その他の報酬を支払われる者をいう。

この法律において「予備船員」とは、前条第  
一項に規定する船舶に乗り組むため雇用されて  
いる者で船内で使用され得ないものをいう。

この法律において「職員」とは、航海士、機関  
士、機関長、機関士、通信長、通信士及び国土  
交渉省令で定めるその他の海員をいう。

この法律において「部員」とは、船員以外の  
海員をいう。

（給料及び労働時間）

第四条 この法律において「給料」とは、船舶所  
有者が船員に対し一定の金額により定期に支払  
う報酬のうち基本となるべき固定給をいう。

この法律において「労働時間」とは、船員が  
職務上必要な作業に従事する時間（海員があ  
ては、上長の職務上の命令により作業に従事す  
る時間に限る。）をいう。

（船舶所有者に関する規定の適用）

第五条 この法律の規定（第十一章の二、第百十  
三条第三項、第一百三十条の二、第一百三十条の  
三、第一百三十条（第六号に係る部分に限る。）  
及び第一百三十五条第一項（第一百三十条の二、第  
百三十条の三又は第一百三十二条第六号の違反行  
為に係る部分に限る。）を除く。）及びこの法律  
に基づく命令の規定（第十一章の二の規定に基  
づく命令の規定を除く。）のうち、船舶所有者  
に関する規定は、船舶共用の場合には船舶管理  
人に、船舶貸借の場合には船舶借入人、船舶  
所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が  
船舶を使用する場合にはその者にこれを適用す  
る。

（船舶に危険がある場合における処置）

第六条 船長は、自己に代わって船舶を指揮すべき者にその職務  
を委任した後でなければ、荷物の船積及び旅客  
の乗込の時から荷物の陸揚及び旅客の上陸の時  
まで、自己的指揮する船舶を去つてはならな  
い。

（船舶に衝突した場合における処置）

第七条 船長は、自己の指揮する船舶に急迫し  
た危険があるときは、人命の救助並びに船舶及  
び積荷の救助に必要な手段を尽くさなければな  
らない。

（船舶が衝突した場合における処置）

第八条 船長は、船舶の航行中船内にある者が  
死亡したときは、国土交通省令の定めるところ  
により、これを水葬に付することができる。

（遺留品の処置）

第九条 船長は、船内にある者が死亡し、又は  
行方不明となつたときは、法令に特別の定があ  
る場合を除いて、船内にある遺留品について、  
国土交通省令の定めるところにより、保管その  
他の必要な処置をしなければならない。

三十一条第六号の違反行為に係る部分に限る。）  
の規定並びに第十一章の二の規定に基づく命令  
の規定のうち、船舶所有者に関する規定は、船  
舶共用の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場  
合には船舶借入人にこれを適用する。

（労働基準法の適用）

第六条 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九  
号）第一条から第十一条まで、第一百六条第二  
項、第一百七十七条から第一百九条まで及び第一百二  
十二条の規定は、船員の労働関係についても適  
用があるものとする。

（異常気象等）

第十四条の二 国土交通省令の定める船舶の船長  
は、暴風雨、流水その他の異常な気象、海象若  
しくは地象又は漂流物若しくは沈没物であつ  
て、船舶の航行に危険を及ぼすおそれのあるも  
のに遭遇したときは、国土交通省令の定めると  
ころにより、その旨を附近にある船舶及び海上  
保安機関その他の関係機関に通報しなければな  
らない。

（非常配置表及び操練）

第十四条の三 国土交通省令の定める船舶の船長  
は、第十二条乃至第十四条に規定する場合その  
他非常の場合における海員の作業に関し、國土  
交通省令の定めるところにより、非常配置表を  
定め、これを船員室その他適当な場所に掲示し  
て置かなければならない。

国土交通省令の定める船舶の船長は、國土交  
通省令の定めるところにより、海員及び旅客に  
ついて、防火操練、救命艇操練その他非常の場  
合のために必要な操練を実施しなければならな  
い。

（航海の安全の確保）

第十四条の四 第八条から前条までに規定するも  
ののほか、航海当直の実施、船舶の火災の予  
防、水密の保持その他航海の安全に関し船長の  
遵守すべき事項は、国土交通省令でこれを定め  
る。

（船舶の航行中船内にある者が死亡したときの  
処理）

第十五条 船長は、船舶の航行中船内にある者が  
死亡したときは、国土交通省令の定めるところ  
により、これを水葬に付することができる。

（遺留品の処置）

第十六条 船長は、船内にある者が死亡し、又は  
行方不明となつたときは、法令に特別の定があ  
る場合を除いて、船内にある遺留品について、  
国土交通省令の定めるところにより、保管その  
他の必要な処置をしなければならない。

港を告げなければならない。但し、自己の指揮  
する船舶に急迫した危険があるときは、この限  
りでない。

（遭難船舶等の救助）

第十四条 船長は、他の船舶又は航空機の遭難を  
知ったときは、人命の救助に必要な手段を尽さ  
なければならない。但し、自己の指揮する船舶  
に急迫した危険がある場合及び国土交通省令の  
定める場合は、この限りでない。



し、相殺の額が給料の額の三分の一を超えないときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を船員に交付しなければならない。

（雇入契約の成立時の書面の交付等）  
第三十六条 船舶所有者は、雇入契約が成立したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を船員に交付しなければならない。

（第三十二条第一項各号に掲げる事項）  
一、当該雇入契約を締結した船員の氏名、住所及び生年月日

三、当該雇入契約を締結した場所及び年月日

船舶所有者は、雇入契約の内容（第三十二条第一項第二号に掲げる事項に限る。）を変更したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その変更の内容並びに当該変更について船員と合意した場所及び年月日を記載した書面を船員に交付しなければならない。

（雇入契約の成立等の届出）  
第一項第二号に掲げる事項に限る。）を変更したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その変更の内容並びに当該変更について船員と合意した場所及び年月日を記載した書面を船員に交付しなければならない。

（雇入契約の成立、終了、更新又は変更（以下「雇入契約の成立等」という。）があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならない。

（雇入契約の成立等）  
第三十七条 船舶所有者は、雇入契約の成立、終了、更新又は変更（以下「雇入契約の成立等」という。）があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その雇入契約が航海の届出があつたときは、その雇入契約が航海の安全又は船員の労働関係に関する法令の規定に違反するようないかどうか及び当事者の同意が充分であつたかどうかを確認するものとする。この場合において、国土交通大臣は、必要があると認めるときは、第一百一条第一項の規定による命令その他必要な措置を講ずるものとする。（沈没等による雇入契約の終了）

（第三十九条 船舶が左の各号の一に該当する場合には、雇入契約は、終了する。）  
一、沈没又は滅失したとき。  
二、全く運航に堪えなくなつたとき。

（沈没等による雇入契約の終了）  
船舶の存否が、箇月間分らないときは、船舶は、滅失したものと推定する。

（第一項の規定により雇入契約が終了したとき）  
船舶所有者は、人命船舶又は積荷の応急救助のために必要な作業に従事しなければならない。前項の規定により応急救助の作業に従事する場合には、第一項の規定にかかわらず、その作

業が終了するまでは、雇入契約は、なお存続する。船員がその作業の終了後引き続き遺留品の請求権を以てするときは、この限りでない。

（雇入契約の解除）  
第四十条 船舶所有者は、左の各号の一に該当する場合には、雇入契約を解除することができる。

（雇入契約の解除）  
第一項後段の規定により雇入契約が存続する間においては、船舶所有者又は船員は、いつでも、当該雇入契約を解除することができる。

（雇入契約の解除）  
第四十条 船舶所有者は、左の各号の一に該当する場合には、雇入契約を解除することができる。

（雇入契約の解除）  
第一項後段の規定により雇入契約が存続する間においても、同様とする。

（雇入契約の解除）  
第一項後段の規定により雇入契約が存続する間においては、船舶所有者又は船員は、いつでも、当該雇入契約を解除することができる。

（雇入契約の解除）  
第一項後段の規定により雇入契約が存続する間においても、同様とする。

（雇入契約の解除）  
第一項後段の規定により雇入契約が存続する間においては、船舶所有者又は船員は、いつでも、当該雇入契約を解除することができる。

（雇入契約の解除）  
第一項後段の規定により雇入契約が存続する間においても、同様とする。

（雇入契約の延長）  
第四十四条 雇入契約が終了した時に船舶が航行中の場合には、次の港に入港してその港における荷物の陸揚及び旅客の上陸が終る時まで、雇入契約が終了した時に船舶が停泊中の場合は、その港における荷物の陸揚及び旅客の上陸が終る時まで、その雇入契約は、存続するものとみなす。

（雇入契約の延長）  
船舶所有者は、雇入契約が適当な船員を補充することのできない港において終了する場合に到着して荷物の陸揚及び旅客の上陸が終る時まで、雇入契約を存続させることができる。ただし、第四十一条第二項第一号乃至第三号の場合には、この限りでない。

（雇入契約の延長）  
船舶所有者は、雇入契約が適當な船員を補充することのできない港において終了する場合に到着して荷物の陸揚及び旅客の上陸が終る時まで、雇入契約を存続させることができる。ただし、第四十一条第二項第一号乃至第三号の場合には、この限りでない。

（雇入契約の延長）  
船舶所有者は、船員が職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため作業に従事しない期間及びその後三十日間並びに女子の船員が第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しない期間及びその後三十日間は、解雇してはならない。ただし、療養のため作業に従事しない期間が三年を超えた場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合においては、この限りでない。

（雇入契約の延長）  
前項但書の天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合においては、その事由について国土交通大臣の認定を受けなければならない。

（失業手当）  
第四十五条 船舶所有者は、第三十九条の規定により雇入契約が終了したときは、その翌日（行方不明となつた船員については、その生存が知れた日）から二箇月（その行方不明について行方不明手当の支払を受くべき船員については、二箇月から行方不明中の期間を控除した期間）の範囲内において、船員の失業期間中毎月一回その失業日数に応じ給料の額と同額の失業手当を支払わなければならない。

（失業手当）  
第四十六条 船舶所有者（第四号の場合には旧有者）は、左の各号の一に該当する場合には、雇入契約を解除したとき。第一項第一号又は第二号の規定により船員が雇入契約を解除したとき。三、第四十二条の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。

（失業手当）  
第一、第四十条第六号の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。

（失業手当）  
二、第四十一条第一項第一号又は第二号の規定により船員が雇入契約を解除したとき。

（失業手当）  
三、第四十二条の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。

（失業手当）  
四、第四十三条第一項の規定により雇入契約が終了したとき。

（失業手当）  
五、船員が第八十三条の健康証明書を受けることができないため雇入契約が解除されたとき。

二 第四十一条第一号又は第六号の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。  
三 第四十一条第五号又は第四十一条第一項第三号の規定により船舶所有者又は船員が雇入契約を解除したとき。ただし、船員の職務外の負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあつたときは、この限りでない。

四 第四十一条第一項第一号又は第二号の規定により船員が雇入契約を解除したとき。  
五 第四十一条の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。

六 第四十三条第二項の規定により船員が雇入契約を解除したとき。

七 雇入契約が期間の満了により船員の本国以外の地で終了したとき。

八 船員が第八十三条の健康証明書を受けることができないため雇入契約が解除されたとき。

九 船舶所有者は、第四十条第二号から第四号までの規定により雇入契約を解除した場合又は同条第五号の規定により雇入契約を解除した場合（船員の職務外の負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のある場合に限る。）において、船員が自己の負担においてその希望する雇入港等まで移動することができないときは、遅滞なくその費用で、船員の希望により、雇入港等まで船員を送還しなければならない。ただし、送還に代えてその費用を支払うことができる。

前二項の規定により船員を送還する場合における輸送手段は、正当な理由がある場合を除き、船員の希望に応じたものでなければならない。

船舶所有者は、第二項の規定により、その費用で船員を送還したとき、又は送還に代えてその費用を支払ったときは、船員に対し、当該費用の償還を請求することができる。（送還の費用）

船舶所有者の負担すべき船員の送還の費用は、送還中の運送費、宿泊費及び食費並びに雇入契約の終了の時から遅滞なく出発する時までの宿泊費及び食費とする。（送還手当）

船舶所有者は、第四十七条第一項の規定により船員を送還する場合には、船員の送還に要する日数に応じ給料の額と同額の送還手当を支払わなければならない。同項ただし書の規定により船員を送還する場合には、船員の送

規定により送還に代えてその費用を支払うとも同様とする。

前項の送還手当は、船舶所有者が送還するときは、毎月一回、送還に代えてその費用を支払うときは、その際これを支払わなければならぬ。

（船員手帳）

**第五十条** 船員は、船員手帳を受有しなければならない。

（勤務成績証明書）

**第五十一条** 海員は、船長に対し勤務の成績に関する証明書の交付を請求することができる。

（給料その他の報酬）

**第五十二条** 船員の給料その他の報酬は、船員労働の特殊性に基き、且つ船員の経験、能力及び職務の内容に応じて、これを定めなければならない。

（給料その他の報酬の支払方法）

**第五十三条** 給料その他の報酬は、その全額を通常で、第五十六条の規定による場合を除き直接船員に支払わなければならない。ただし、法令又は労働協約に別段の定めがある場合においては、給料その他の報酬の一部を控除して支払い、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合船員に支払わなければならない。ただし、法令又は給料その他の報酬で国土交通省令で定めるものについて確実な支払の方法で国土交通省令は給料その他の報酬の一部を控除して支払い、船員の報酬が歩合によつて支払われるときは、第四十四条の三、第四十五条、第四十六条、第四十九条及び第七十八条の規定の適用については、雇入契約に定める額を以て一箇月分の給料の額とみなす。

（歩合による報酬）

**第五十四条** 船員の報酬が歩合によつて支払われる場合においては、その歩合による毎月の額が雇入契約に定める一定額に達しないときでも、その報酬の額は、その一定額を下つてはならない。

（休日）

**第五十五条** 船舶所有者は、船員に与えるべき休日は、前条第二項の基準労働期間について一週間当たり平均一日以上とする。

（補償休日）

**第五十六条** 船舶所有者は、船員の労働時間（第六十二条）船舶所有者は、船員の労働時間（第六十二条）

（勞働時間）

数に応じ、前条第二項に規定する給料その他の報酬を支払わなければならない。

一 船員が解雇され、又は退職したとき。  
二 船員、その同居の親族又は船員の収入によつて生計を維持する者が結婚、葬祭、出産、療養又は不慮の災害の復旧に要する費用に充てようとする場合において、船員から請求のあつたとき。

（船員手帳）

**第五十七条** 船員は、負傷又は疾病のため職務に従事しない期間についても、雇入契約存続中給料及び国土交通省令の定める手当を請求することができる。但し、その負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあつたときは、この限りでない。

（傷病中の給料請求権）

**第五十八条** 船員の報酬が歩合によつて支払われる場合においては、その歩合による毎月の額が雇入契約に定める一定額に達しないときでも、その報酬の額は、その一定額を下つてはならない。

（休日）

（補償休日）

**第五十九条** 船舶所有者は、国土交通省令の定めるところにより、報酬支払簿を備え置いて、船員に対する給料その他の報酬の支払に関する事項を記載しなければならない。

（最低報酬）

**第六十条** 船員の一日当たりの労働時間は、八時間以内とする。

（労働時間）

船舶の一周間当たりの労働時間は、基準労働時間について平均四十時間以内とする。

（航路）

船舶の航路その他の航海の期間及び態様に係る事項を勘案して国土交通省令で定めた場合又は労働協約に

これと異なる期間を定めた場合又は労働協約に船内において支払われるときは、直接海員にこれ手渡さなければならない。但し、やむを得ない事由のあるときは、他の職員に手渡させることができる。

（扶助金）

船舶所有者は、船員から請求があつたときは、船員に支払われるべき給料その他の報酬がそれを手渡さなければならない。但し、やむを得ない事由のあるときは、他の職員に手渡せることができる。

（扶助金）

**第六十一条** 船舶所有者が船員に与えるべき休日は、前条第二項の基準労働期間について一週間当たり平均一日以上とする。

（休日）

**第六十二条** 船舶所有者は、船員の労働時間（第六十二条）

（勞働時間）

船舶所有者は、船員に与えるべき休日は、前条第二項の基準労働期間について一週間当たり平均一日以上とする。

（休日）

**第六十三条** 船舶所有者が船員に与えるべき休日は、前条第二項の基準労働期間について一週間当たり平均一日以上とする。

（休日）

**第六十四条** 船舶所有者は、船員に与えるべき休日は、前条第二項の基準労働期間について一週間当たり平均一日以上とする。

（休日）

**第六十五条** 船舶所有者は、船員に与えるべき休日は、前条第二項の基準労働期間について一週間当たり平均一日以上とする。

（休日）

**第六十六条** 船舶所有者は、船員に与えるべき休日は、前条第二項の基準労働期間について一週間当たり平均一日以上とする。

（休日）

**第六十七条** 船舶所有者は、船員に与えるべき休日は、前条第二項の基準労働期間について一週間当たり平均一日以上とする。

（休日）

**第六十八条** 船舶所有者は、船員に与えるべき休日は、前条第二項の基準労働期間について一週間当たり平均一日以上とする。

（休日）

**第六十九条** 船舶所有者は、船員に与えるべき休日は、前条第二項の基準労働期間について一週間当たり平均一日以上とする。

（休日）

を基準として、第六十条第二項及び前条の規定を遵守するために必要な日数として国土交通省令で定めるところにより算定される日数とし、その付与の単位は、一日（国土交通省令で定める場合は、国土交通省令で定める一日未満の単位）とする。

第一項の規定により与えられた補償休日を含む一週間に係る同項の規定の適用については、当該補償休日はそれを与えられた船員が作業に従事した日であつて休日以外のものとみなし、その労働時間は八時間（当該補償休日が前項の国土交通省令の規定による一日未満の単位で与えられたものである場合には、国土交通省令で定める時間）とみなす。前二項に定めるもののほか、補償休日の付与に関する必要な事項は、国土交通省令でこれを定めることとする。

**第六十三条 船舶所有者は、前条第一項の規定により補償休日を与えるべき船員が当該補償休日を与えられる前に解雇され、又は退職したとき（時間外、補償休日及び休息時間の労働）**

は、その者に与えるべき補償休日の日数に応じ、国土交通省令で定める補償休日手当を支払わなければならない。

**第六十四条 船舶長は、船舶の航海の安全を確保するため臨時の必要があるときは、第六十条第一項の規定若しくは第七十二条の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて、自ら作業に従事し、若しくは海員を作業に従事させ、又は第六十二条第一項若しくは第六十五条の三の規定にかかわらず、補償休日若しくは休息時間において、自ら作業に従事し、若しくは海員を作業に従事させることができる。**

船舶長は、前項に規定する場合のほか、船舶が狭い水路を通過するため航海当直の員数を増加する必要がある場合その他国土交通省令で定める特別の必要がある場合においては、国土交通省令で定める時間限度として、第六十条第一項の規定又は第七十二条の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて、自ら作業に従事し、又は海員を作業に従事させることができる。

船舶長は、第一項の規定により、補償休日又は休息時間において、自ら作業に従事し、又は海員を作業に従事させたときは、船舶の運航の安全の確保に支障を及ぼさない限りにおいて、当該作業の終了後できる限り速やかに休息をし、又は休息をさせるよう努めなければならない。

**第六十四条の二 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数を代表する者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。**

国土交通大臣は、第二項の基準に依り船員が作業に従事した労働時間は、第一項及び第二項に規定する労働時間には算入しないものとする。

第一項から第三項までの規定は、海底の掘削の福祉、時間外労働の動向その他の事情を考慮して基準を定めることができる。

第一項の協定をする船舶所有者及び労働組合又は船員の過半数を代表する者は、当該協定で労働時間の延長を定めたり、当該協定の内容が前項の基準に適合したものとなるようにしなければならない。

船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを国土交通大臣に届け出た場合においては、第六十一条第一項の規定にかかわらず、その協定で定めるところにより、かつ、国土交通省令で定める補償休日の日数を限度として、補償休日において船員を作業に従事させることができる。

**第六十五条（労働時間の限度）**

第六十条第一項の規定又は第七十二条の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて船舶所有者が作業に従事させる場合であつても、船員の過半数を代表する者に限る）に与えることができる。

**第六十五条の二 第六十一条第二項の規定により船舶所有者は、前項の規定による労働時間及び休息時間のうちいずれか長い方の休息時間を六時間未満として、船員（海員にあつては、次に掲げる者に限る）に与えることができる。**

一日当たりの労働時間及び一週間当たりの労働時間は、第六十条第一項の規定及び第七十二条の国土交通省令の規定による労働時間並びに海員にあつては次項の規定による作業に従事する労働時間を含め、それぞれ十四時間及び七十二時間を限度とする。

第一項の規定又は第七十二条の国土交通省令の規定による労働時間並びに海員にあつては次項の規定による作業に従事する労働時間の限度とする。

規定による労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させる場合であつても、海員の一日当たりの労働時間及び一週間当たりの労働時間は、第六十条第一項の規定及び第七十二条の国土交通省令の規定による労働時間並びに前項の規定による作業に従事する労働時間と合わせて、それぞれ十四時間及び七十二時間を限度とする。

船舶所有者は、船員を前二項に規定する労働時間の限度を超えて作業に従事させてはならない場合を除いて、これを国土交通大臣に届け出た場合においては、第六十条第一項の規定又は第七十二条の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて又は補償手当を支払わなければならない。

船舶所有者は、船員を前二項に規定する労働時間の限度を超えて作業に従事させることはならず、船上において作業に従事したときは、国土交通省令で定める割増手当を支払わなければならない。

**第六十六条（記録簿の備置き等）**

第六十二条から第六十四条までの規定により、船員の船内作業の時間帯及び作業内容に関し、国土交通省令で定めるところにより、通常配置表を定め、これを船員室その他適当な場所に掲示しておかなければならぬ。

**第六十六条の二 船長は、第十二条から第十四条までの規定による場合その他非常の場合以外の通常の場所における船員の船内作業の時間帯及び休息時間並びに船員に対する休日及び有給休暇の付与に関する事項を記載しなければならない。**

船舶所有者は、前項に規定する休息時間について二回に分割して船員に与えてはならない。

船舶所有者は、前項に規定する休息時間を一日につけて、休息時間のうち、いずれか長い方の休息時間を六時間以上としなければならない。

前二項の規定にかかわらず、船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを国土交通大臣に届け出た場合においては、第六十一条第一項の規定にかかわらず、その協定で定めるところにより、かつ、国土交通省令で定める補償休日の日数を限度として、補償休日において船員を作業に従事させることができる。

第一項の規定による労働時間及び休息時間のうちいずれか長い方の休息時間を六時間未満として、船員（海員にあつては、次に掲げる者に限る）に与えることができる。

船舶が狭い水路を通過するため航海当直の員数を増加する必要がある場合その他国土交通省令で定める特別の必要がある場合においては、国土交通省令で定める時間限度として、第六十条第一項の規定に依り船員を作業に従事させる場合であつても、船員の過半数を代表する者に限る）に与えることができる。

船舶が狭い水路を通過するため航海当直の員数を増加する必要がある場合その他国土交通省令で定める特別の必要がある場合においては、国土交通省令で定める時間限度として、第六十条第一項の規定に依り船員を作業に従事させる場合であつても、船員の過半数を代表する者に限る）に与えることができる。

船舶が狭い水路を通過するため航海当直の員数を増加する必要がある場合その他国土交通省令で定める特別の必要がある場合においては、国土交通省令で定める時間限度として、第六十条第一項の規定に依り船員を作業に従事させる場合であつても、船員の過半数を代表する者に限る）に与えることができる。

**第六十七条（記録簿の備置き等）**

船舶所有者は、前項の記録簿の作成に当たり、国土交通省令で定める方法により、船員の労働時間の状況を把握しなければならない。

**第六十七条の二（労務管理責任者）**

船舶所有者は、前条第一項の記録簿の作成に当たり、国土交通省令で定める方法により、船員の労働時間の状況を把握しなければならない。

船舶所有者は、第一項の記録簿の作成に当たり、国土交通省令で定める方法により、船員の労働時間の状況を把握しなければならない。

船舶所有者は、第一項の記録簿の作成に当たり、国土交通省令で定める方法により、船員の労働時間の状況を把握しなければならない。

船舶所有者は、前項の規定による労働時間及び休息時間のうちいずれか長い方の休息時間を六時間未満として、船員（海員にあつては、次に掲げる者に限る）に与えることができる。

船舶が狭い水路を通過するため航海当直の員数を増加する必要がある場合その他国土交通省令で定める特別の必要がある場合においては、国土交通省令で定める時間限度として、第六十条第一項の規定に依り船員を作業に従事する海員が特殊であるため船員が前二項の規定によることが著しく不適当な職務に従事することと

なると認められる船舶で国土交通大臣の指定するものに乗り組む海員（割増手当）

船舶所有者は、第六十四条から第六十五条までの規定により、船員が、第六十条第一項の規定若しくは第七十二条の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて又は補償手日において作業に従事したときは、国土交通省令で定める割増手当を支払わなければならない。

船舶所有者は、船員室その他適当な場所に掲示しておかなければならぬ。

の措置のうち適切なものを講じなければならぬ。船舶所有者は、前項の措置を講ずるため運航計画（内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第十二条第一項に規定する運航計画をいう。）の作成及び実施に関する事項について変更の必要があると認めるときは、当該船員が乗り組む船舶の運航の管理を行う同法第八条第一項に規定する内航運送をする内航海運業者に対し意見を述べなければならない。船舶所有者は、労務管理責任者について、必要な研修を受けさせることその他の第一項に規定する事項を管理するための知識の習得及び向上を図るために措置を講ずるよう努めなければならない。（例外規定）

**第六十八条** 第六十一条から前条までの規定及び第七十二条の国土交通省令の規定は、船員が人命、船舶若しくは積荷の安全を図るために又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業に従事する場合（海員については、船長の命令により当該作業に従事する場合に限る。）には、これを適用しない。

船長は、補償休日又は休息時間において、前項の作業に自ら従事し、又は海員を従事させたときは、船舶の運航の安全の確保に支障を及ぼさない限りにおいて、当該作業の終了後できる限り速やかに休息をし、又は休息をさせるよう努めなければならない。（定員）

**第六十九条** 船舶所有者は、国土交通省令で定める場合を除いて、第六十条第一項の規定又は第七十二条の国土交通省令の規定を遵守するために必要な海員の定員を定めて、その員数の海員を乗組ませなければならない。

船舶所有者は、航海中海員に欠員を生じたときは、遅滞なくその欠員を補充しなければならない。

**第七十条** 船舶所有者は、前条の規定によるほか、航海当直その他の船舶の航海の安全を確保するための作業を適切に実施するためには、次に掲げる船舶については、これを適用しない。（適用範囲等）

**第七十一条** 第六十一条から第六十九条までの規定は、次に掲げる船舶については、これを適用しない。

二 船員が断続的作業に従事する船舶で船舶所有者が国土交通大臣の許可を受けたもの

（特例）

**第七十二条** 定期的に短距離の航路に就航するため入出港が頻繁である船舶その他のその航海の態様が特殊であるため船員が第六十条第一項の規定によることが著しく不適当な職務に従事することとなると認められる船舶で国土交通大臣の指定するものに關しては、当該船舶の航海上を図るために措置を講ずるよう努めなければならない。

**第七十三条** 国土交通大臣は、必要があると認められるときは、交通政策審議会の決議により、第六十条から第六十九条までの規定の適用を受けない船員の労働時間、休日及び定員に關し必要な労働時間が十四時間を超えない範囲内において、船員の一日当たりの労働時間について国土交通省令で別段の定めをすることができる。

（有給休暇の付与）

**第七十四条** 船舶所有者は、船員が同一の事業に属する船舶において初めて六箇月間連續して勤務（船舶の改装又は修繕中の勤務を含む。以下同じ。）に従事したときは、その六箇月の経過後一年以内にその船員に次条第一項又は第二項の規定による日数の有給休暇を与えることとする。

（有給休暇の日数）

**第七十五条** 前条第一項の規定により与えなければならない有給休暇の日数は、連続した勤務六箇月について十五日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに五日を加える。ただし、同項ただし書の規定により有給休暇の付与を延期したときは、その延期した期間一箇月を増すごとに二日を加える。

（有給休暇中の報酬）

**第七十六条** 船舶所有者が船員に週休日、祝祭日の休日、慣習による休日又はこれらに代わるべき休日を与えているときは、その休日の日数は、これを前条の有給休暇の日数に算入しないものとする。負傷又は疾病に因り勤務に従事しない日数も同様とする。

**第七十七条** 有給休暇を与うべき時期及び場所については、船舶所有者と船員との協議による。

（有給休暇の支払）

船舶所有者は、有給休暇を請求することができる船員が有給休暇を与えられる前に解雇され、又は退職したときは、その者に与うべき有給休暇の日数に応じ前項の給料、手当及び食費を支払わなければならない。

（適用範囲等）

**第七十八条** 船舶所有者は、有給休暇中船員に給料並びに国土交通省令の定める手当及び食費を支払わなければならない。

**第七十九条** この章の規定は、左の船舶については、これを適用しない。

一 漁船

二 船舶所有者と同一の家庭に属する者のみを使用する船舶

**第七十条** 船舶所有者は、船員の乗船中、これに食料を支給しなければならない。

（食料の支給）

**第七十一条** 船舶所有者は、船員の乗船中、これに食料を支給しなければならない。

（前項の規定による食料の支給は、船員が職務に従事する期間又は船員が負傷若しくは疾病のため職務に従事しない期間においては、船舶所有者の費用で行わなければならぬ。）

（第一項の規定による食料の支給は、遠洋区域若しくは近海区域を航行区域とする船舶で総トン数七百トン以上のもの又は国土交通省令で定める漁船に乗り組む船員に支給する場合にあつては、国土交通大臣の定める食料表に基づいて行わなければならない。）

（船舶所有者は、その大きさ、航行区域及び航

（前項の規定にかかるわらず、連続した勤務一年について十五日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに五日を加える。ただし、同条第三項において準用する同条第一項ただし書の規定により有給休暇の付与を延期したときは、その延期した期間一箇月を増すごとに二日を加える。）

（第二項に規定する船員に前条第二項の規定により与えなければならない有給休暇の日数は、前項の規定にかかるわらず、連続した勤務一年について十五日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに三日（同項ただし書に規定する期間については、一箇月を増すごとに一日）を加える。）

（前条第二項の規定により与えなければならない有給休暇の日数は、連続した勤務一年について二十五日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに五日を加える。ただし、同条第三項において準用する同条第一項ただし書の規定により有給休暇の付与を延期したときは、その延期した期間一箇月を増すごとに二日を加える。）

（第一項の規定による食料の支給は、遠洋区域若しくは近海区域を航行区域とする船舶で総トン数七百トン以上のもの又は国土交通省令で定める漁船に乗り組む船員に支給する場合にあつては、国土交通大臣の定める食料表に基づいて行わなければならない。）

（船舶所有者は、その大きさ、航行区域及び航



つては次項の規定による作業に従事する」とあるのは「同項の規定による」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第八十八条の二の第二第五項において準用する第一項」と、同条第四項中「第六十四条第一項」とあるのは「第八十八条の二の二第二項」と、「第一項及び第二項」とあるのは「同条第五項において準用する第一項」と、第六十六条中「六十条第一項の規定若しくは第七十二条の国土交通省令の規定」とあるのは「六十条第一項の規定」と読み替えるものとする。

第六十五条の二第三項の規定は、出産後八週間を経過した妊産婦の船員（海員にあつては、同項各号に掲げる者に限る。）がその休息時間を同項の協定で定めるところによることを船舶所有者に申し出て、その者の母性保護上支障がないと医師が認めた場合について準用する。

**第八十八条の三** 船舶所有者は、妊産婦の船員に一週間について少なくとも一日の休日（第六十二条第一項の規定により与えられる補償休日を除く。）を与えるなければならない。

妊産婦の船員に係る第六十二条の規定の適用については、同条第一項中「一週間において四十時間を超える場合又は船員に一週間ににおいて少なくとも一日の休日を与えることができない場合」とあるのは「一週間ににおいて四十時間を超える場合」と、「当該一週間ににおいて少なくとも一日の休日が与えられない場合には、その超える時間が八時間を超える時間。次項において」とあるのは「次項において」と、「作業に従事すること又はその休日を与えられないこと」とあるのは「作業に従事すること」と、同条第二項中「超過時間の合計八時間当たり一日を基準として、第六十条第二項及び前条」とあるのは「超過時間の合計八時間当たり一日を基準として、第六十条第二項」と船舶所有者は、出産後八週間を経過した妊産婦の船員が次に掲げる申出をした場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたりときは、第一項及び前項の規定により読み替えて適用する第六十二条第一項の規定にかかるらず、当該妊産婦の船員を休日において作業に従事させることができる。

船舶所有者は、出産後八週間を経過した妊産婦の船員が職務上負傷し、又は疾病にかかつたときは、船舶所有者は、その負傷又は疾病がなおり又は少なくとも一日の休日が与えられない場合は、船舶所有者に申請する場合においては、休日ににおいて作業に従事することの申出

つては次項の規定による作業に従事する」とあるのは「同項の規定による」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第八十八条の二の第二第五項において準用する第一項」と、「第一項及び第二項」とあるのは「同条第五項において準用する第一項」とあるのは「六十条第一項の規定」と、「第一項及び第二項」とあるのは「同条第五項において準用する第一項」とあるのは「六十条第一項の規定」と、第六十六条の規定は、前項の規定により妊産婦の船員が休日において作業に従事した場合に婦の船員が休日において作業に従事した場合について準用する。

**第八十八条の四** 船舶所有者は、妊産婦の船員を午後八時から翌日の午前五時までの間ににおいて作業に従事させとはならない。ただし、国土交通省令で定める場合において、これと異なる時刻の間ににおいて午前零時前後にわたり連続して九時間休憩させるときは、この限りでない。

前項の規定は、出産後八週間を経過した妊産婦の船員が同項本文の時刻の間ににおいて作業に従事すること又は同項のただし書の規定による休息時間を短縮することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、これを適用しない。

(例外規定)

**第八十八条の五** 第六十条、第六十二条、第六十三条、第六十五条の三第一項及び第二項、第六十六条の二、第六十七条及び前三条の規定は、船舶所有者が妊産婦の船員を第六十八条第一項の作業に従事させる場合には、これを適用しない。

(妊産婦以外の女子船員の就業制限)

**第八十八条の六** 船舶所有者は、妊産婦以外の女子の船員を第八十八条に規定する作業のうち国土交通省令で定める女子の妊娠又は出産に係る機能に有害なものに従事させてはならない。

(生理日における就業制限)

**第八十八条の七** 船舶所有者は、生理性においてその他の看護の必要があると認められたときには、その者を生理日において作業に従事させてはならない。

(適用範囲)

**第八十八条の八** この章の規定は、船舶所有者と同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、これを適用しない。

**第十章 災害補償**

**第八十九条** 船員が職務上負傷し、又は疾病にかかつたときは、船舶所有者は、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない。

二 第六十五条に規定する場合において、同条の協定で定めるところにより、かつ、国土交通省令で定める日数を超えない範囲内で、休日ににおいて作業に従事することの申出

第六十六条の規定は、前項の規定により妊産婦の船員が休日において作業に従事した場合について準用する。

**第八十八条の夜間労働の制限**

婦の船員が休日において作業に従事した場合について準用する。

**第八十八条の四** 船舶所有者は、妊産婦の船員を午後八時から翌日の午前五時までの間ににおいて作業に従事させとはならない。ただし、国土交通省令で定める場合において、これと異なる時刻の間ににおいて午前零時前後にわたり連続して九時間休憩させるときは、この限りでない。

前項の規定は、出産後八週間を経過した妊産婦の船員が同項本文の時刻の間ににおいて作業に従事すること又は同項のただし書の規定による休息時間を短縮することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、これを適用しない。

(除外規定)

**第八十八条の五** 第六十条、第六十二条、第六十三条、第六十五条の三第一項及び第二項、第六十六条の二、第六十七条及び前三条の規定は、船舶所有者が妊産婦の船員を第六十八条第一項の作業に従事させる場合には、これを適用しない。

(妊産婦以外の女子船員の就業制限)

**第八十八条の六** 船舶所有者は、妊産婦以外の女子の船員を第八十八条に規定する作業のうち国土交通省令で定める女子の妊娠又は出産に係る機能に有害なものに従事させてはならない。

(生理日における就業制限)

**第八十八条の七** 船舶所有者は、生理性においてその他の看護の必要があると認められたときには、その者を生理日において作業に従事させてはならない。

(適用範囲)

**第八十八条の八** この章の規定は、船舶所有者と同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、これを適用しない。

**第十章 災害補償**

**第八十九条** 船員が職務上負傷し、又は疾病にかかつたときは、船舶所有者は、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない。

船員が雇入契約存続中職務外で負傷し、又は疾病にかかつたときは、船舶所有者は、三箇月の範囲内において、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない。但し、その負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあったときは、この限りでない。

**第九十条** 前条の療養は、次の各号のものとする。

一 診察  
二 薬剤又は治療材料の支給  
三 処置、手術その他の治療  
四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護  
五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護  
六 治療に必要な自宅以外の場所への収容（食料の支給を含む）  
七 移送

(傷病手当及び予後手当)

**第九十一条** 船員が職務上負傷し、又は疾病にかかつたときは、船舶所有者は、四箇月の範囲内においてその負傷又は疾病がなおまるまで毎月一回、国土交通省令で定める報酬（以下標準報酬という。）の月額に相当する額の傷病手当を支払い、その四箇月が経過してもその負傷又は疾病がなおらないときは、そのなおまるまで毎月一回、標準報酬の月額の百分の六十に相当する額の傷病手当を支払わなければならぬ。

船舶所有者は、前項の負傷又は疾病がなおった後遅滞なく、標準報酬の月額の百分の六十に相当する額の予後手当を支払わなければならぬ。

(障害手当)

前二項の規定は、負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあつたときは、これを適用しない。

(障害手当)

前二項の規定は、負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあつたときは、これを適用しない。

**第九十二条** 船員の職務上の負傷、疾病、行方不明又は死亡の認定、療養の方法、災害補償の金額の決定その他災害補償の実施に関する異議のある者は、国土交通大臣に対し審査又は事件の仲裁を申し立てることができる。

国土交通大臣は、必要があると認めるときは、職権で審査又は事件の仲裁をすることができる。

国土交通大臣は、審査又は事件の仲裁に際し船長その他の関係人の意見を聽かなければならない。

国土交通大臣は、審査又は事件の仲裁のため必要があると認めるときは、医師に診断又は検査をさせることができる。

第一項の規定による審査又は事件の仲裁の申立て及び第二項の規定による審査又は事件の仲

裁の開始は、時効の完成猶予及び更新に関する事項は、これを裁判上の請求とみなす。

## 第十一章 就業規則

(就業規則の作成及び届出)

第九十七条 常時十人以上の船員を使用する船舶所有者は、国土交通省令の定めるところにより、次の事項について就業規則を作成し、これを国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更したときはも同様とする。

### 一 給料その他の報酬

### 二 労働時間

### 三 休日及び休暇

### 四 定員

前項の船舶所有者は、次の事項について就業規則を作成したときは、これを国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

### 一 食料並びに安全及び衛生

### 二 被服及び日用品

### 三 陸上における宿泊、休養、医療及び慰安の施設

### 四 災害補償

### 五 失業手当、雇止手当及び退職手当

### 六 教育

### 七 賞罰

九 その他の労働条件  
船舶所有者を構成員とする団体で法人たるもの

のは、その構成員たる第一項の船舶所有者について適用される就業規則を作成して、これを届けることができる。その変更についても同様とする。

前項の規定による届出があつたときは、同項に規定する船舶所有者は、当該就業規則の作成及びその作成又は変更の届出をしなくてもよい。  
(就業規則の作成の手続)

第九十八条 船舶所有者は前条第三項に規定する団体は、就業規則を作成し、又は変更するには、その就業規則の適用される船舶所有者の使用者の過半数で組織する労働組合があるときは、その労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは、船員の過半数を代表する者の意見を聽かなければならない。

(就業規則の監督)

## 第九十九条 国土交通大臣は、法令又は労働協約に違反する就業規則の変更を命ずることができ

る。

国土交通大臣は、就業規則が不当であると認めるときは、交通政策審議会又は地方運輸局に置かれる政令で定める審議会(以下「交通政策審議会等」という。)の議を経て、その変更を命ずることができる。

(就業規則の効力)

就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める雇入契約は、その部分については、就業規則で定める基準無効とする。この場合には、雇入契約は、その部分については、就業規則で定める基準に達する労働条件を定めたものとみなす。

## 第十一章の二 船員の労働条件等の検査等(定期検査)

第一百条の二 総トン数五百トン以上の日本船舶(漁船その他国土交通省令で定める特別の用途に供される船舶を除く。以下「特定船舶」という。)の船舶所有者は、当該特定船舶を初めて本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間の航海(以下「国際航海」という。)に従事させようとするときは、当該特定船舶に係る船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び療養補償(以下「労働条件等」という。)について、国土交通大臣又は第百条の十二の規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録検査機関」という。)の行う定期検査を受けなければならない。次条第一項の海上労働証書又は第百条の六第三項の臨時海上労働証書の交付を受けた特定船舶をそのまま有効期間満了後も国際航海に従事させようとするときも、同様とする。

前項の検査は、特定船舶以外の日本船舶(漁船その他の同項の国土交通省令で定める特別の用途に供される船舶を除く。)であつて、国際航海に従事させようとするものについても、船舶所有者の申請により実施することができる。

### （海上労働証書）

第一百条の三 国土交通大臣は、国土交通大臣又

いと認めた場合において、国土交通大臣が当該要件に適合するために必要な措置が講じられたものと認めたときも、同様とする。

一 第三十二条第一項及び第三項の規定によ

り、船員にこれら規定に規定する書面が交付されていること。

二 第三十二条の二各号に掲げる者が船員として雇い入れられていないこと。

三 第三十六条第一項及び第二項の規定によ

り、船員にこれら規定に規定する書面が交付されないこと。

四 第三十六条第三項の規定により、同項に規定する書面の写しが船内に備え置かれていること。

五 第四十七条第一項又は第二項の規定による送還(当該送還に代えてするその費用の支払を含む。)を確實に実施するため必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置が講じられていること。

六 第五十一条第三項の規定により、船員の勤務に関する事項が船員手帳に記載されていること。

七 第五十三条第一項及び第二項並びに第五十条の規定により、船員に給料その他の報酬が支払われていること。

八 第五十三条第三項の規定により、船員に同項に規定する書面が交付されていること。

九 船員の労働時間及び休日が、第六十条第一項及び第二項、第六十一条、第六十二条、第六十四条第一項及び第二項、第六十四条の二第一項、第六十五条、第六十五条の二第一項(第八十八条の二の二)第五項において準用する場合を含む。)及び第二項、第六十五条の二第三項及び第四項(これららの規定を第八十八条の二の二第五項において準用する場合を含む。)並びに第五項、第六十五条の三第一項及び第二項、同条第三項(第八十八条の二の二第六項において準用する場合を含む。)、

二十二年齢十八年末満の船員が第八十一条第二項の国土交通省令で定める危険な船内作業又は第八十五条第二項の国土交通省令で定める当該船員の安全及び衛生上有害な作業に從事していないこと。

二十三年齢十八年末満の船員が第八十六条の規定により作業に従事させてはならない時間において作業に従事していないこと。

二十四 第八十九条の規定により、船員が負傷し、又は疾病にかかるたとき(第九十五条に規定する場合を除く。)において、船舶所有者がその費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担していること。

二十五 第九十二条の障害手当及び第九十三条の遺族手当を確実に支払うために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置が講じられていること。

つ、同条第一項の規定によりその写しが船員に交付されていること。

十二 第七十一条の規定により、必要な員数の海員が乗組んでいること。

十三 第八十一条第一項から第三項までの規定により、船員に食料が支給されていること。

十四 第八十一条第四項の国土交通省令で定める船舶にあつては、同項の国土交通省令で定める基準に該当する者が乗組んでいること。

十五 船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し第八十一条第一項の国土交通省令で定める事項が遵守されていること。

十六 第八十一条第二項の国土交通省令で定める危険な船内作業に、同項の国土交通省令で定める経験又は技能を有しない船員が従事していないこと。

十七 第八十二条第一号及び第二号に掲げる船業に従事していないこと。

十八 第八十二条第一号及び第二号に掲げる船舶にあつては、同条の規定により、医師が乗組んでいること。

十九 第八十二条の二第一項第一号に掲げる船舶にあつては、同項及び同条第二項の規定により、衛生管理者が選任されていること。

二十 第八十三条第一項の健康証明書を持たない者が船舶に乗り組んでいないこと。

二十一 年齢十六年末満の者が船員として使用されていないこと。

二十二 年齢十八年末満の船員が第八十一条第二項の国土交通省令で定める危険な船内作業又は第八十五条第二項の国土交通省令で定める当該船員の安全及び衛生上有害な作業に従事していないこと。

二十三 年齢十八年末満の船員が第八十六条の規定により作業に従事させてはならない時間において作業に従事していないこと。

二十四 第八十九条の規定により、船員が負傷し、又は疾病にかかるたとき(第九十五条に規定する場合を除く。)において、船舶所有者がその費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担していること。

二十五 第九十二条の障害手当及び第九十三条の遺族手当を確実に支払うために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置が講じられていること。

二十六 第百十二条第一項の規定により、同項に規定する書類が船内の見やすい場所に掲示され、又は備え置かれていること。  
 二十七 第百十七条の二第一項の国土交通省令で定める船舶にあつては、同項の規定により、同項に規定する航海当直部員が乗り組んでいること。  
 二十八 第百十八条の六第一項の規定により、同項に規定する船内苦情処理手続が定められていること。  
 二十九 第百十八条の六第二項の規定により、同項に規定する船員に規定する書面が交付されていること。

三十 第百十八条の六第三項の規定により、同条第一項の苦情が処理されていること。  
 三十一 第百十八条の六第一項の苦情の申出をしたことを理由として、船員に対して不利益な取扱いがされていないこと。  
 三十二 有効な船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第九条第一項の船舶検査証書又は同条第二項の臨時航行許可証の交付を受けていること。  
 三十三 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二条第一項に規定する船舶(同条第四項に規定する小型船舶を除く。)にあつては、同法第十八条、第十九条第一項及び第二十三条第五項の規定により、同法第二条第二項に規定する船舶職員が乗り組んでいること。

三十四 国土交通省令で定めるところにより、当該船舶が前各号に掲げる要件に適合するためには船舶所有者が実施すべき事項並びにその管理の体制及び方法が定められており、かつ、これらが適確に実施されていること。  
 前項の海上労働証書(以下「海上労働証書」という。)の有効期間は、五年とする。

3 第百条第一項後段の検査を受けた船舶の交付を受けた日又は從前の海上労働証書の有効期間が満了する日のいずれか早い日までの期間と

2 前項の検査は、特定船舶以外の日本船舶(漁船その他百条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途に供される船舶を除く。)であ

る。(再検査)

第百条の九 第百条の二第一項、百条の四又は

第百条の六第一項の検査(以下「法定検査」と

い。)

第百条の六第一項の規定による登録(以下単に「登録」という。)は、法定検査を行おうとする者の申請により行う。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録申請をした者(以下この項及び次項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者(百条の十七において「検査員」という。)が検査を実施すること。

イ 船員の労働条件等の検査について三年以

上の実務の経験を有すること。

4 前二項の規定にかかわらず、海上労働証書の交付を受けた船舶の船舶所有者の変更があつたときは、当該船舶に交付された海上労働証書の有効期間は、その変更があつた日に満了したものとみなす。  
 5 次に掲げる場合における海上労働証書の有効期間は、第二項の規定にかかわらず、從前の海上労働証書の有効期間(第二号に掲げる場合にあつては、第三項の規定の適用がないものとした場合の有効期間)が満了する日の翌日から起算して五年を経過する日までの期間とする。  
 一 従前の海上労働証書の有効期間が満了する日前三月以内に受けた前条第一項後段の検査に係る海上労働証書の交付を受けたとき。  
 二 従前の海上労働証書の有効期間について第三項の規定の適用があつたとき。

(中間検査)

第百条の四 海上労働証書の交付を受けた船舶の船舶所有者は、当該海上労働証書の有効期間中ににおいて国土交通省令で定める時期に、当該船舶に係る船員の労働条件等について国土交通大臣又は登録検査機関の行う中間検査を受けなければならぬ。

(海上労働証書の効力の停止)

第百条の五 国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が前条の検査の結果当該船舶が第八条の三第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合していないと認めたとき、当該要件に適合するために必要な措置が講じられたものと認めるまでの間、当該船舶に交付された海上労働証書の効力を停止するものとする。

(臨時海上労働証書)

三 國土交通省令で定めるところにより、当該船舶が第百条の三第一項第一号から第三十三号までに掲げる要件に適合するために船舶所有者が実施すべき事項並びにその管理の体制及び方針が定められていること。

四 國土交通大臣は、臨時海上労働証書の交付を受けた船舶が、第百条の六第三項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなかつたと認めると、当該船舶の船舶所有者に対し、海上労働証書の返納を命ずることができる。

一 第百条の三第一項第一号から第五号まで、第二十一号まで、第二十五号から第二十九号まで、第三十二号及び第三十三号の要件に適合していること。

二 船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に關し第八十八条第一項の国土交通省令で定める事項のうち、作業用具の整備、船内衛生の保持に必要な設備の設置及び物品の備付け並びに船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する措置の船内における実施及びその管理の体制の整備に関するものとし、国土交通省令で定める事項が遵守されていること。

三 國土交通省令で定めるところにより、当該船舶が第百条の三第一項第一号から第三十三号までに掲げる要件に適合するために船舶所有者が実施すべき事項並びにその管理の体制及び方針が定められていること。

四 國土交通大臣は、臨時海上労働証書を受けた船舶が、第百条の六第三項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなかつたと認めると、当該船舶の船舶所有者に対し、臨時海上労働証書の返納を命ずることができる。

(証書の返納命令)

第百条の十 國土交通大臣は、海上労働証書の交付を受けた船舶が、第百条の三第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなかつたと認めると、当該船舶の船舶所有者に対し、海上労働証書の返納を命ずることができる。

一 國土交通大臣は、臨時海上労働証書の交付を受けた船舶が、第百条の六第三項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなかつたと認めると、当該船舶の船舶所有者に対し、臨時海上労働証書の返納を命ずることができる。

二 法定検査又は前項の再検査の結果に不服がある者は、その取消しの訴えを提起することができる。

三 再検査を申請した者は、国土交通大臣の許可を受けた後でなければ關係する帳簿書類その他の物の現状を変更してはならない。

四 法定検査の結果に不服がある者は、第一項及び第二項の規定によることによつてのみこれを争うことができる。

(証書の返納命令)

第百条の十一 法定検査の申請書の様式、法定検査の実施方法その他法定検査に關し必要な事項及び方針が定められる。

一 國土交通大臣は、臨時海上労働証書を受けた船舶が、第百条の六第三項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなかつたと認めると、当該船舶の船舶所有者に対し、臨時海上労働証書の返納を命ずることができる。

二 法定検査又は前項の再検査の結果に不服がある者は、その取消しの訴えを提起することができる。

三 再検査を申請した者は、国土交通大臣の許可を受けた後でなければ關係する帳簿書類その他の物の現状を変更してはならない。

四 法定検査の結果に不服がある者は、第一項及び第二項の規定によることによつてのみこれを争うことができる。

(証書の返納命令)

第百条の十二 第百条の二第一項の規定による登録(以下単に「登録」という。)は、法定検査を行おうとする者の申請により行う。

一 國土交通大臣は、前項の規定により登録の申請をした者(以下この項及び次項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手續は、国土交通省令で定める。

二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者(百条の十七において「検査員」という。)が検査を実施すること。

イ 船員の労働条件等の検査について三年以

口 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二条第一項に規定する船舶職員として五年以上の乗船経験を有すること。

ハ イ又は口に掲げる者と同等以上の知識経験を有すること。

二 登録申請者が、船舶所有者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、船舶所有者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいい、当該登録申請者が外国にある事務所において検査に係る業務（以下「検査業務」という。）にあつては、業務を執行する社員）に占める船舶所有者の役員又は職員（過去二年間に当該船舶所有者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、船舶所有者の役員又は職員（過去二年間に当該船舶所有者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

口 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める船舶所有者の役員又は職員（過去二年間に当該船舶所有者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

3 国土交通大臣は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

一 この法律、船舶安全法、船員職業安定法若しくは船舶職員及び小型船舶操縦者法又はこれらの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者。

二 第百条の二十六第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者。

三 法人にあつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるものに前二号のいずれかに該当する者があるものに登録は、登録検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

4

一 登録年月日及び登録番号  
二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が検査を行う事業所の所在地

四 前二号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録の更新）

二 前条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（検査の義務）

三 第百条の十四 登録検査機関は、検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検査を行わなければならぬ。

2 登録検査機関は、公正に、かつ、第百条の十二第二項第一号に掲げる要件に適合する方法により検査を行わなければならない。

（登録事項の変更の届出）

三 第百条の十五 登録検査機関は、第百条の十二第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

（検査業務規程）

二 第百条の十六 登録検査機関は、検査業務の開始前に、検査業務の実施に関する規程（以下この章において「検査業務規程」という。）を定めなければならない。

（検査業務規程）

二 第百条の十七 登録検査機関は、検査員が、この法律、この規程が検査業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録検査機関（外国登録検査機関）による事務所において検査業務を行う登録検査機関（以下「外国登録検査機関」という。）を変更する。

（検査業務規程）

二 第百条の十八 登録検査機関の役員及び職員で検査業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

二 第百条の十九 登録検査機関は、毎事業年度経過後三ヶ月以内に、当該事業年度の財産目録（貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第二十六条第二項第四号及び第三十六条において「財務諸表等」といふを作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

（検査業務規程）

二 第百条の二十 登録検査機関は、検査業務の開始前に、検査業務の実施に関する規程（以下この章において「検査業務規程」という。）を定めなければならない。

（検査業務規程）

二 第百条の二十一 登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）が第百条の十二第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められたときは、その登録検査機関に対し、これらの規定による命令により検査員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、検査員となることができない。

（役員及び職員の公務員たる性質）

二 第百条の二十二 登録検査機関は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）が第百条の二十一の規定に違反していると認めるときは、その登録検査機関に対し、同条の規定による検査業務を行なうべきこと又は検査の方法その他の業務の方の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 法律に基づく命令若しくは処分若しくは前条第一項の規定により認可を受けた検査業務規程に違反する行為をしたとき、又は検査業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）に対し、検査員の解任を命ずることができる。

3 前項の規定による命令により検査員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、検査員となることができない。

（改善命令）

二 第百条の二十三 登録検査機関は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）が第百条の二十二の規定に違反していると認めるときは、その登録検査機関について準用する。この場合において、これららの規定中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

（報告の徴収）

二 第百条の二十四 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

（立入検査）

二 第百条の二十五 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（立入検査）

二 第百条の二十六 国土交通大臣は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（立入検査）

二 第百条の二十七 登録検査機関は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、これ又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（登録の取消し等）

二 第百条の二十八 登録検査機関は、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。これ

（業務の休廃止）

二 第百条の二十九 登録検査機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（登録の取消し等）

二 第百条の三十 登録検査機関は、検査員が、この法律、この規程が検査業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）による事務所において検査業務を行う登録検査機関（以下「外国登録検査機関」といふ。）を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

（登録の取消し等）

（適合命令）

二 第百条の二十一 国土交通大臣は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）が第百条の十二第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められたときは、その登録検査機関に対し、これらの規定による命令により検査員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、検査員となることができない。

（改善命令）

二 第百条の二十三 登録検査機関は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）が第百条の二十二の規定に違反していると認めるときは、その登録検査機関について準用する。この場合において、これららの規定中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

（報告の徴収）

二 第百条の二十四 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

（立入検査）

二 第百条の二十五 国土交通大臣は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（立入検査）

二 第百条の二十六 登録検査機関は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、これ又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（登録の取消し等）

二 第百条の二十七 登録検査機関は、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。これ

（業務の休廃止）

二 第百条の二十九 登録検査機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（登録の取消し等）

二 第百条の三十 登録検査機関は、検査員が、この法律、この規程が検査業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）による事務所において検査業務を行う登録検査機関（以下「外国登録検査機関」といふ。）を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

（登録の取消し等）



基づいて発する命令に違反する事実について、それぞれ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸支局长、地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長又は船員労務官にその事実を申告することができる。

船舶所有者は又は百八十三条の五第一項に規定する特定小型船舶所有者は、前項の申告をしたことの理由として、船員又は特定小型船舶の乗組員を解雇しその他の船員又は特定小型船舶の乗組員に対して不利益な取扱いをしてはならない。

### (就業規則等の掲示等)

百十三条 船舶所有者は、この法律、労働基準法、この法律に基づく命令、労働協約、就業規則並びに第三十四条第二項、第六十四条の二第一項、第六十五条及び第六十五条の三第三項の協定を記載した書類を船内及びその他の事業場内に見やすい場所に掲示し、又は備え置かなければならぬ。

船舶所有者（漁船その他百条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途に供される船舶の船舶所有者を除く。）は、二千六年の海上の労働に関する条約を記載した書類を船内及びその他の事業場内の見やすい場所に掲示し、又は備え置かなければならない。

海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付を受けた特定船舶の船舶所有者は、これらの証書の写しを船内及びその他の事業場内の見やすい場所に掲示しなければならない。

百四十四条 船舶所有者は、給料その他の報酬、失業手当、傷病手当又は行方不明手当のうち、その二以上をともに支払うべき期間について、いずれか一の多額のものを支払うを以て足りる。船舶所有者は、給料その他の報酬を支払うべきときは、給料その他の報酬を支払うべき度において、雇止手当又は予後手当の支払の義務を免れる。（譲渡又は差押の禁止）

百五十五条 失業手当、雇止手当、送還の費用、送還手当又は災害補償を受けける権利は、これを譲り渡し、又は差し押えることができない。給料その他の報酬及び前条に規定する手当をともに抹消することができます。

に支払うべき期間についての給料その他の報酬を受ける権利（これらの手当の額に相当する部分に関するものに限る。）についても同様とする。

### (付加金の支払)

百六十六条 船舶所有者は、第四十四条の三から第四十六条まで、第四十七条第一項、第四十九条、第六十三条、第六十六条（第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）又は第七十八条の規定に違反したときは、これらの規定により船舶所有者が支払うべき金額（第四十七条第一項の規定に違反したときは、送還の費用）についての次項の規定による請求の時ににおける未払金額に相当する額の附加金を船員に支払わなければならない。

船員は、裁判所に対する訴えによつてのみ前項の付加金の支払を請求することができる。ただし、その訴えは、同項に規定する違反のあつた時から五年以内にこれをしなければならない。

### (時効の特則)

百七十七条 船員の船舶所有者に対する債権は、これを行使することができる時から二年間（給料その他の報酬の債権があつては、五年間）行使しないときは、時效によつて消滅する。船舶所有者に対する行方不明手当、遺族手当及び葬祭料の債権も同様とする。（航海当直部員）

百七十八条の二 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶に航海当直をすべき職務を有する部員（第五項において「航海当直部員」という。）として部員を乗り組ませようとする場合には、次項の規定により証印を受けている者を、国土交通省令で定めるところにより乗り組ませなければならない。

国土交通大臣は、国土交通省令の定めるところにより航海当直をするために必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、その者の船員手帳に当該認定をした旨の証印をする。

国土交通大臣は、次項の規定により証印を抹消され、その日から一年を経過しない者に対しても、前項の証印をしないことができる。

国土交通大臣は、第二項の規定により証印を受けている者が、その職務に関するこの法律に基づく命令に違反したときは、その者に対し船員手帳の提出を命じ、その証印を抹消することができる。

前各項に定めるもののほか、航海当直部員及び第二項の規定による証印に關し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

### (危険物等取扱責任者)

百七十八条の三 船舶所有者は、国土交通省令で定めるタンカー（国土交通大臣が定める危険物又は有害物であるばら積みの液体貨物を輸送するためには使用される船舶をいう。）又は国土交通省令で定める液化天然ガス等燃料船（液化天然ガスその他の国土交通大臣が定める危険物又は有害物である液体物質を燃料とする船舶をいう。）には、危険物又は有害物の取扱いに関する業務を管理すべき職務を有する者（第三項において「危険物等取扱責任者」という。）として、次項の規定により証印を受けている者を、国土交通省令で定めるところにより乗り組ませなければならない。

国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより危険物又は有害物の取扱いに関する業務を管理するためには必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、その者の船員手帳に当該認定をした旨の証印をする。

前各項から第五項までの規定は、危険物等取扱責任者及び前項に規定する証印について適用する。

### (特定海域運航責任者)

百七十九条の四 船舶所有者は、特定海域（海水の状況その他の自然的条件により船舶の航行の安全の確保に支障を生じ、又は生じるおそれがあるため、その運航につき特別の知識及び技能が必要であると認められる海域として国土交通省令で定めるものをいう。）を航行する船舶には、海域の特性に応じた運航に関する業務を管理すべき職務を有する者（第三項において「特定海域運航責任者」という。）として、次項の規定により証印を受けている者を、国土交通省令で定めるところにより乗り組ませなければならない。

国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより海域の特性に応じた運航に関する業務を管理するために必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、その者の船員手帳に当該認定をした旨の証印をする。

百七十九条の二 第二項の規定により証印を受けている者が、その職務に関するこの法律に基づく命令に違反したときは、その者に対し船員手帳の提出を命じ、その証印を抹消することができる。

令の定める員数の救命艇手を選任しなければならない。

救命艇手は、救命艇手適任証書を受有する者でなければならない。

国土交通大臣は、左に掲げる者に救命艇手適任証書を交付する。

一 國土交通省令の定めるところにより国土交通大臣の行なう試験に合格した者

二 國土交通省令の定めるところにより国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者

国土交通大臣は、次項の規定により救命艇手適任証書の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者に対する場合は、救命艇手適任証書の交付を行わないことができる。

前各項に定めるもののほか、救命艇手及び救命艇手適任証書に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

国土交通大臣は、救命艇手が、その職務に関するこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その救命艇手適任証書の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者に対する場合は、救命艇手適任証書の交付を行わないことができる。

国土交通大臣は、次項の規定により救命艇手適任証書の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者に対する場合は、救命艇手適任証書の交付を行わないことができる。

前各項に定めるもののほか、救命艇手及び救命艇手適任証書に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

（旅客船の乗組員）

百八十二条の二 船舶所有者は、国土交通省令の定める旅客船には、国土交通省令の定めるところにより旅客の避難に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練を修了した者以外の者を乗組員として乗り組ませなければならない。

国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより旅客の避難に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練を修了した者以外の者を乗組員として乗り組ませなければならない。

（高速船の乗組員）

百八十三条の三 船舶所有者は、国土交通省令の定める高速船（最大速力が国土交通大臣の定める速力以上の船舶をいう。）には、国土交通省令の定めるところにより船舶の特性に応じた操船に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練を修了した者以外の者を乗組員として乗り組ませなければならない。

（船舶所有者による小型船舶の乗組員に対する教育訓練）

百八十四条 船舶所有者は、国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する総トン数二十未満の船舶の乗組員（当該船舶に乗り組ませようとする者を含む。）について、国土交通省令で定めるところにより、船舶が航行する海域の特性に応じた操船に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練（次条第一項において「特定教育訓練」という。）を実施しなければならない。

(特定小型船舶所有者による特定小型船舶の乗組員に対する教育訓練等)  
**第一百八条の五** 前条に規定する船舶であつて、第一条第二項第一号又は第二号に掲げる船舶に該当するもの(以下この条において「特定小型船舶所有者」といふ)の所有者(船舶共有の場合は、船舶管理人、船舶貸借の場合は船舶借入人。以下この条、第一百三十一条の二及び第一百三十五条第二項において「特定小型船舶所有者」といふ)は、特定小型船舶の乗組員(当該特定小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。)について、国土交通省令で定めるところにより、特定教育訓練を実施しなければならない。

国土交通大臣は、前項の規定に違反する事実があると認めるときは、特定小型船舶所有者に對し、その違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

国土交通大臣は、前項の規定に基づく命令を発したにもかかわらず、特定小型船舶所有者がその命令に従わない場合において、特定小型船舶の航海の安全を確保するため特に必要があると認めるときは、その特定小型船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。この場合において、その特定小型船舶が航行中であるときは、国土交通大臣は、その特定小型船舶の入港すべき港を指定することができる。

国土交通大臣は、前項の規定による处分に係る特定小型船舶について、第二項に規定する事実がなくなつたと認めるときは、直ちにその处分を取り消さなければならない。

**(船内苦情手続)**

**第一百八条の六** 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、船内苦情処理手続(船員が航海中に船舶所有者に申出をしたこの法律、労働基準法及びこの法律に基づく命令に規定する事項並びに船員の労働条件等に関し国土交通省令で定める事項に関する苦情を処理する手続をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならぬ。

船舶所有者は、雇入契約が成立したときは、遅滞なく、船内苦情処理手続を記載した書面を船員に交付しなければならない。

船舶所有者は、船員から航海中に第一項の苦情の申出を受けた場合にあつては、船内苦情処理手続に定めるところにより、苦情を処理しなければならない。

船舶所有者は、第一項の苦情の申出をしたことを理由として、船員に對して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

**(戸籍証明)**

船員、船員にならうとする者、船舶所有者又は船長は、船員又は船員にならうとする者の戸籍について、戸籍事務を管掌する者又はその代理者に対し無償で証明を請求することができる。

**(経過措置)**

**第一百十九条の二** この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(年金制度、健康保険制度、雇用保険制度その他の社会保障制度及びこれらに関する政府の特別会計、労働関係調整制度その他の労働関係制度並びに罰則に関する経過措置を含む。)を定めることがができる。

**(国及び公共団体に対する適用)**

**第一百二十条** この法律、労働基準法及びこの法律に基いて発する命令は、国、都道府県、市町村その他これに準ずるものについても適用があるものとする。

**(船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部の適用除外)**

**第一百二十条の二** 船舶職員及び小型船舶操縦者法第三章第五節の規定は、船長については、適用しない。

**(外国船舶の監督等)**

**第一百二十条の三** 国土交通大臣は、その職員に、日本船舶以外の船舶(第一条第一項の国土交通省令で定める船舶及び同条第二項各号に定める船舶を除く。以下この条において「外国船舶」という。)で国土交通省令で定めるものが国内の港にある間、当該外国船舶に立ち入り、当該船舶の運航に係るため緊急の必要があると認めるとときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行なうことができる。

第一百条第三項の規定は第四項の場合について、第一百七条第三項及び第四項の規定は第一項の場合について、それぞれ準用する。この場合において、第一百七条第三項中「前項」とあるのは、「第一百二十条の三第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは、「二千六〇年」である。

同一検査を行なわせることができる。

一 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約に定める

船舶所有者は、航海当直の基準に従つた航海当直を実施していること。

**二 操舵設備又は消防設備の操作その他の航海の安全の確保に関し国土交通省令で定める事項を適切に実施するために必要な知識及び能力を有していること。**

国土交通大臣は、前項の検査を行う場合において必要があると認めるときは、その必要と認められる限度において、当該外国船舶の帳簿書類その他の物件を検査し、当該外国船舶の乗組員に質問し、又は当該外国船舶の乗組員が同項第二号に定める知識及び能力を有するかどうかについて審査を行うことができる。

国土交通大臣は、第一項の規定による検査の結果、当該外国船舶の乗組員の労働条件等が二千六年の海上の労働に関する条約に定める要件に適合していないと認めるとき、又は当該外国船舶の乗組員が同項各号に掲げる要件のいずれかに適合していないと認めるときは、当該外国船舶の船長に対し、これらの要件に適合するため必要な措置をとるべきことを文書により通告するものとする。

国土交通大臣は、前項の規定に基づく通告をしたにもかかわらず、なお当該通告に係る措置がとられない場合において、当該外国船舶の大きさ及び種類並びに航海の期間及び態様を考慮して、航海を継続することが人の生命、身体若しくは財産に危険を生ぜしめ、又は海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該外国船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。

国土交通大臣があらかじめ指定するその職員は、前項に規定する場合において、人の生命、身体若しくは財産に対する危険を防止し、又は海洋環境の保全を図るために緊急の必要があると認めるとときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行なうことができる。

第一百条第三項の規定は第四項の場合について、第一百七条第三項及び第四項の規定は第一項の場合について、それぞれ準用する。この場合において、第一百七条第三項中「前項」とあるのは、「第一百二十条の三第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは、「二千六〇年」である。

同一検査を行なわせることができる。

一 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約に定める

**(命令の制定)**

**第一百二十二条** この法律に基いて発する命令は、その草案について公聴会を開いて、船員及び船舶所有者のそれを代表する者並びに公益を代表する者の意見を聽いて、これを制定するものとする。

**(手数料の納付)**

**第一百二十三条の二** 次に掲げる者(第一百四条第一項の規定により市町村長が行う事務に係る申請をする者を除く。)は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならぬ。

一 船員手帳の交付、再交付、訂正又は書換えを受けようとする者

二 第八十八条の二第二項の衛生管理者適任証書又は第一百十八条第二項の救命艇手適任証書の再交付を受けようとする者

三 第八十八条の二第三項第一号又は第一百八十八条第三項第一号の試験を受けようとする者

四 第八十二条の二第三項第二号又は第一百八十八条第三項第二号の規定による認定を受けようとする者

五 法定検査(国土交通大臣が行うものに限り)を受けようとする者

六 海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付を受けようとする者(登録検査機関が検査を行つた船舶に係るこれらの証書の交付を受けようとする者に限る。)

七 海上労働証書又は臨時海上労働証書の再交付又は書換えを受けようとする者

**(事務の区分)**

**第一百二十三条の三** 第百四条第三項の規定により都道府県が處理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。



三 第九十九条の規定による命令に違反したときは、第九十九条の規定による命令に違反したとき。

四 第百一条第一項の規定による命令に違反したとき。

五 第百七条第一項の規定による出頭の命令に応ぜず、帳簿書類を提出せず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、報告をせざるときは、若しくは虚偽の報告をし、立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

六 第百十八条の五第二項の規定による命令に違反したとき。

第七条 この法律は、昭和二十八年八月一五日法律第二百三十四条 この章のうち船長に適用すべき規定は、船長に代わってその職務を行う者にこれを適用する。

第八条 船舶所有者の代表者、代理人、使用者その他の従業者が船舶所有者の業務に関しては、船長に代わってその職務を行う者にこれを適用する。

第九条 第百三十五条 船舶所有者の代表者、代理人、使用者その他の従業者が船舶所有者の業務に関しては、船長に代わってその職務を行う者にこれを適用する。

第十条 第百三十六条 船舶所有者の代表者、代理人、使用者その他の従業者が特定小型船舶所有者の業務に関し第百三十三条の二、第百三十二条第一項（第百十八条の五第三項に係る部分に限る。）及び第百三十三条第二項（第六号に係る部分に限る。）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その特定小型船舶所有者に対し各本条の罰金刑を科する。

第十一條 第百三十七条第三項に規定する団体の代表者、代理人、使用者その他の従業者がその団体の業務に関し第百三十三条第二項（第四号を除く。）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その団体に対しても、同条の刑を科する。

第十二條 第百三十六条 第百条の十九第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は（外国登録検査機関を除く。）は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則

第一条 この法律は、第十章の規定を除いて、公布の日からこれを施行する。

第二条 改正後の第三十九条第四項後段の規定は、この法律の施行後に同条第一項各号に掲げる事由が生じた船舶の船員について適用し、この法律の施行前にその事由が生じた船舶の船員については、なお従前の例による。

第三条 第百十一条の規定の適用については、当分の間、同条中「同項ただし書中「五年」とあるのは、「三年」とする。

第四条 第百十七条の規定の適用については、当分の間、同条中「の債権にあつては、」とあるのは、「（退職手当を除く。）の債権にあつては三年間、退職手当の債権にあつては」とする。

第五条 第八十二条の規定の改正により新たに医師を乗組ますべきこととなつた船舶であつて、この法律の施行の際現に航海中であるものについては、改正後の同条の規定にかかるものとみなす、当該航海が終了するまでは、医師を乗組ませることを要しない。

第六条 第九十二条の一の規定は、この法律の施行後に行方不明となつた船員について適用する。（行方不明手当に関する経過規定）

第七条 第九十二条の二の規定は、この法律の施行後に行方不明となつた船員について適用する。（行方不明手当に関する経過規定）

第八条 第九十二条の三の規定は、この法律の施行前にされた行政手続で、なお従前の例による。

第九条 第九十二条の四の規定は、この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりこの法律の施行後もなおその例によることとされている規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 第九十二条の五の規定は、この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第一百四十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

第十一条 第九十二条の六の規定は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二条 第九十二条の七の規定は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三条 第九十二条の八の規定は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四条 第九十二条の九の規定は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十五条 第九十二条の十の規定は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十六条 第九十二条の十一の規定は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十七条 第九十二条の十二の規定は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二条 この法律施行前に生じた事項については、なお従前の例による。

第三条 第百十六条规定の適用については、当分の間、同項ただし書中「五年」とあるのは、「三年」とする。

第四条 第百十七条の規定の適用については、当分の間、同条中「の債権にあつては、」とあるのは、「（退職手当を除く。）の債権にあつては三年間、退職手当の債権にあつては」とする。

第五条 第八十二条の規定の改正により新たに医師を乗組ますべきこととなつた船舶であつて、この法律の施行の際現に航海中であるものについては、改正後の同条の規定にかかるものとみなす、当該航海が終了するまでは、医師を乗組ませることを要しない。

第六条 第九十二条の一の規定は、この法律の施行後に行方不明となつた船員について適用する。（行方不明手当に関する経過規定）

第七条 第九十二条の二の規定は、この法律の施行後に行方不明となつた船員について適用する。（行方不明手当に関する経過規定）

第八条 第九十二条の三の規定は、この法律の施行前にされた行政手続で、なお従前の例による。

第九条 第九十二条の四の規定は、この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりこの法律の施行後もなおその例によることとされている規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 第九十二条の五の規定は、この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第一百四十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

第十一条 第九十二条の六の規定は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二条 第九十二条の七の規定は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三条 第九十二条の八の規定は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四条 第九十二条の九の規定は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十五条 第九十二条の十の規定は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十六条 第九十二条の十一の規定は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十七条 第九十二条の十二の規定は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則（昭和五三年四月一四日法律第二  
七号）抄**

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和五六年五月一九日法律第四  
五号）抄**

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和五七年五月一日法律第三  
九号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（船員法の改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に航海中である船舶については、当該航海が終了する日まで（専ら国外各港間の航海に従事する船舶にあつては、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して三月を経過する日又は施行日以後最初にいすれかの港に入港した日のいすれか遅い日まで）は、なお従前の例による。

**（罰則に関する経過措置）**

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則（昭和六三年五月一七日法律第三  
九号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。（労働時間、休日及び定員に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に航海中である船舶に乗り組む船員の労働時間、休日及び定員についても行うことができる。

第三条 新法第七十一条第一項第三号の許可は、施行下「施行日」という。）前においても、この法律による改正後の船員法（以下「新法」という。）第六十四条の二の協定を行政官庁に届け出ることができる。

第二条 船舶所有者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

第三条 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。（労働時間、休日及び定員に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に第一條の規定による改正前の船員法（以下「新船員法」という。）第十条、第百一十七条の二及び第百一十七条の三の規定は、適用しない。

第三条 この法律の施行前に第一條の規定による改正前の船員法第一百一条の一項の規定がした処分は、新船員法第一百一条第一項の規定により行政官庁がした処分とみなす。（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 附則第二条から前条までに定めるもの（政令への委任）による。

第二条 この法律は、公布の日から起算して二十日を過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定めることができる。

第二条 この法律は、昭和五九年五月一日法律第五  
七号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定めることができる。

第二条 この法律は、昭和五九年五月一日法律第五  
七号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定めることができる。

第二条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第一條 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

**（経過措置）**

第二条 この法律の施行の際現に航海中である船舶に乗り組む女子の船員については、改正後の船員法第九章の二の規定にかかわらず、当該航海が終了する日まで（専ら国外各港間の航海に従事する船舶にあつては、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して三月を経過する日又は施行日以後最初にいすれかの港に入港した日のいすれか遅い日まで）は、なお従前の例による。（施行日から起算して三月を経過する日又は施行日以後最初にいすれかの港に入港した日のいすれか遅い日まで）は、新法第六十七條第二項の規定による休日付与簿とみなす。

る経過措置を含む。）は、政令で定めることができることによる。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則（平成四年五月二二日法律第五九  
号）抄**

（施行期日）

1 この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

**（経過措置）**

第二条 船舶所有者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この法律による改正後の船員法（以下「新法」という。）第六十四条の二の協定を行政官庁に届け出ることができる。

第二条 船舶所有者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に第一條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二条 新法第七十一条第一項第三号の許可は、施行下「施行日」という。）前においても行うことができる。

第二条 この法律による改正前の船員法（以下「旧法」という。）第七十一条第一号の船舶（以下「小型船」という。）についての新法第七十二条の二の規定による指定は、施行日前においても用うことができる。

第二条 小型船（新法第七十一条第一項第三号の船舶を除く。以下同じ。）であつて、この法律の施行の際現に航海中であるものに乗り組む海員の労働時間及び定員については、当該航海が終了する日までは、新法第六十条第一項、第六十四条（時間外労働に係る部分に限る。）、第六十四条（時間外労働に係る部分に限る。）、第六十四条（時間外労働に係る部分に限る。）及び第六十九条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第二条 施行日の前日において小型船に乗り組む海員及び小型船に乗り組むため雇用されている予備船員であつて、その基準労働期間が同日を含むものの労働時間及び休日については、新法第一百四十六条第一項の規定により読み替えて適用する新法第六十条第二項及び第六十二条第一項並びに新法第六十条第三項、第六十一条、第六十二条第二項から第四項まで、第六十三条、第六十四条第一項（補償休日労働に係る部分に限る。）、第六十五条及び第六十六条（補償休日労働に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。（労働時間に関する経過措置）

第二条 海員の平成七年三月三十一日を含む基準労働時間に係る労働時間については、この法律による改正後の船員法（以下「新法」という。）第六十条第二項及び第六十二条第一項（新法第八十八条の三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は新法第一百四十六条第一項の規定により読み替えて適用する新法第六十条第二項及び第六十二条第一項（次項及び附則第四条第二項におい



行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

**第三条** 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定による。従前の例によることとされる準整治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成二年一二月二日法律第六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

二 第千三百五十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

三 第千三百五十六条(第三千三百二十九条第二項、第三千三百二十六条第二項及び第三千三百四十四条の規定) 公布の日

**附 則** (平成一二年五月一九日法律第七一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一二年七月一一日法律第七一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一二年八月一九日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一二年九月一九日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一二年十月一九日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一二年十一月一九日法律第七五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一二年十二月一九日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二年一月一九日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二年二月一九日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二年三月一九日法律第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二年四月一九日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二年五月一九日法律第八一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二年六月一九日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二年七月一九日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二年八月一九日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二年九月一九日法律第八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二年十月一九日法律第八六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二年十一月一九日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二年十二月一九日法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

**附 則** (平成一一年七月一六日法律第一五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

**第二十八条** この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「旧法令」という。)の規定により施行する。

**第一条** この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

**附 則** (平成一四年五月三一日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

**第二十九条** この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対しても申請、届出その他他の行為(以下「申請等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対しても申請等とみなす。

**第三十条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一四年六月七日法律第六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第三条** この法律の施行の際現にされている旧船員法第三十七条の規定による改正前の船員法(以下「旧船員法」という。)第三十七条の規定により終了の公認を受けている雇入契約は、施行日に、これらの者が第一条の規定による改正後の船員法(以下「新船員法」という。)第三十七条の規定により終了の届出をしたものとみなす。

**第四条** この法律の施行の際に航海中である船舶に乗り組む船員に関する労働時間、休日及び割増手当並びに当該船員の労働時間に関する記録簿の記載事項については、当該航海が終了する日まで(専ら国外各港間の航行に從事する船舶にあっては、施行日から起算して三月を経過する日又は施行日以後最初にいざれかの港に入港した日のいざれか遅い日まで)は、新船員法の規定による。

**第五条** 船舶所有者は、施行日前においても、新船員法第六十四条第一項、第六十五条の二、第六十六条、第六十七条第一項及び第八十八条の二の二第三項の規定にかかるらず、なお従前の例により届け出ることができる。

対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一六年六月二日法律第七一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

**第三十九条** この法律に規定するものほか、公社法及びこの法律の施行に関必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一六年六月二日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第二条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

**第三十条** この法律(前条の規定による規則に係る経過措置)の施行前にした行為並びにこの法律について、当該規定の施行前にした行為によることとされる規則の規定によりなお従前の例によることとされる規則に係る経過措置

場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十九条 この法律に規定するものほか、公社法及びこの法律の施行に関必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第三十九条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十九条 この法律に規定するものほか、公社法及びこの法律の施行に関必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。



(検討)

**第九条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則 (平成二〇年六月六日法律第五三号)抄

**(施行期日)** 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条中船員法第六十四条の二に三項を加える改正規定及び附則第三条第三項の規定は、公布の日から起算して一年を超えて政令で定める日から施行する。(船員法の一部改正に伴う経過措置)

**第三条** この法律の施行の際現に航海中である船舶に乗り組む船員については、第二条の規定による改正後の船員法(以下「新船員法」という。)第六十四条第一項、第六十七条第一項(新船員法第八十八条の二の二第三項及び第八十八条の三第四項において読み替えて準用する場合を含む。)、第八十三条及び第八十六条第一項の規定にかかわらず、当該航海が終了する日まで(専ら国外各港間の航海に従事する船舶にあっては、施行日から起算して三月を経過する日又は施行日以後最初にいざれかの港に入港した日のいずれか遅い日まで)は、なお従前の例による。

**第二条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次に二章を加える改正規定、第二項を加える改正規定、第二百二十二条の二第一項の改正規定、第二百二十一条の三の改正規定、第二百二十一一条の二の改正規定(同条第五号から第七号までに係る部分に限る。)、第十一章号及び第四号に係る部分に限る。)、第六十六条の二及び第六十七条第二項(新船員法第八十八条の二の二第三項及び第八十八条の三第四項において読み替えて準用する場合を含む。)、第六十六条の二及び第六十七条第二項(新船員法第八十八条の二の二第三項及び第八十八条の三第四項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

**第三条** 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に航海中である船舶については、当該航海が終了する日まで(専ら国外各

港間の航海に従事する船舶にあっては、同条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して三月を超えてする日又は同条ただし書に規定する規定の施行の日以後最初にいざれかの港に入港した日のいずれか遅い日まで)は、新船員法第六十四条の二第二項から第四項までの規定は、適用しない。

#### 第四条 (罰則に関する経過措置)

**(罰則に関する経過措置)** 第一条 この法律の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (検討)

**第五条** 政府は、この法律の施行後適当な時期において、新海上運送法及び新船員法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則 (平成二十四年六月二七日法律第四二号)抄

**(施行期日)** 第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成二十四年九月一二日法律第八七号)抄

**(施行期日)** 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次に二章を加える改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 附 則 (平成二十四年九月一二日法律第八二号)抄

**(施行期日)** 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次に二章を加える改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 附 則 (平成二十四年九月一二日法律第八二号)抄

**(施行期日)** 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次に二章を加える改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第一項** 第二項の規定は、適用しない。

**第二条** この法律の施行前に成立した雇入契約(この法律の施行後において変更があった部分を除く。)については、この法律による改正後の船員法(以下「新法」という。)第三十六条の規定は、適用しない。この場合において、この法律による改正前の船員法(以下「旧法」という。)第三十六条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後においても、なおその効力を有する。

この法律の施行前に生じた事由による船員の送還については、新法第四十七条第二項から第三条までの規定は、適用しない。

この法律の施行前に雇入契約が成立した船員については、同項中「雇入契約が成立したときは、違滞なく」とあるのは、「船員法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第八十七号)の施行後違滞なく」とする。

この法律の施行前に生じた事由による新法第一百八十八条の四第一項に規定する苦情についても、同条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

**第三条** この法律の施行の際現に航海中である船上に乗り組む船員に関する労働時間、休日、休息時間及び割増手当、これらの事項に関する記録簿、通常配置表並びに年少船員の就業制限については、新法第六十条第一項及び第二項、第六十一条、第六十二条第一項及び第三項、第六十四条第一項及び第二項、第六十四条第一項及び第二項、第六十六条第一項及び第三項、第六十七条第一項及び第二項、第六十八条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の二第一項及び第二項、第六十五条の三第一項及び第二項、第六十五条の三第二項から第四項まで並びに第八十八条の五の規定にかかるらず、当該航海が終了する日まで(専ら国外各港間の航海に従事する船舶にあっては、施行日から起算して三月を超えてする日又は施行日以後最初にいざれかの港に入港した日のいずれか遅い日まで)は、なお従前の例による。

この法律の施行の際現に航海中である帆船に乗り組む船員については、当該航海が終了する日まで並びに第六十九条までの規定は、適用しない。

この法律の施行の際現に航海中である船舶に乗り組む海員であつて旧法第七十二条各号に掲げるものについては、当該航海が終了する日まで(専ら国外各港間の航海に従事する船舶にあっては、施行日から起算して三月を超えてする日又は施行日以後最初にいざれかの港に入港した日のいずれか遅い日まで)は、新法第六十条から第六十九条までの規定は、適用しない。

この法律の施行の際現に航海中である船舶に乗り組む海員であつて旧法第七十二条各号に掲げるものについては、当該航海が終了する日まで(専ら国外各港間の航海に従事する船舶にあっては、施行日から起算して三月を超えてする日又は施行日以後最初にいざれかの港に入港した日のいずれか遅い日まで)は、新法第六十条から第六十九条までの規定は、適用しない。

船舶所有者(船舶共有の場合には船舶管理人、船舶貸借の場合には船舶借入人、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船舶を使用する場合にはその者。附則第七条第二項第二号及び第十六項において同じ。)は、施行日前においても、新法第六十四条の二第一項若しくは第六十五条の協定(船長に係るものに限る。)又は第六十五条の三第三項の協定を国土交通大臣に届け出ることができる。

新法第六十五条の三第三項第二号の規定による指定は、同号の規定の例により、施行日前においても行うことができる。

**第五条** 発効日前に建造された新法第百条の二第一項に規定する特定船舶についての同項の規定

の適用については、同項中「初めて」とあるのは、二千六年の海上の労働に関する条約が日本について効力を生ずる日以後初めて」とする。

#### 第六条 国土交通大臣又は登録検査機関（次条第

一項の規定による国土交通大臣の登録を受けた者をいう。以下同じ。）は、発効日前においても、日本船舶（漁船その他新法第百条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途に供される船舶を除く。）における船員の労働条件等（同項に規定する労働条件等をいう。次条第二項第一号イにおいて同じ。）について新法第一百条の二第一項又は百条の六第一項の検査に相当する検査（以下「相当検査」という。）を行うことができる。

#### 2 国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が新法第百条の二第一項の検査に相当する検査の結果当該日本船舶が新法第一百条各号の要件に相当する要件の全てに適合すると認められたときは、当該検査を受けた船舶所有者（船舶管理人、船舶借入の場合は船舶借入人。第四項並びに附則第八条第二項及び第五項において同じ。）に対し、新法第二百条の三第一項の海上労働証書に相当する証書を交付しなければならない。国土交通大臣又は登録検査機関が新法第一百条の二第一項の検査に相当する検査の結果当該日本船舶が新法第一百条各号の要件に相当する要件の全てに適合する

#### 3 前項の規定により交付した証書は、その交付後発効日までの間に国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、発効日以後は、新法第一百条の三第一項の規定により交付された海上労働証書とみなす。この場合において、当該証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

#### 4 国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が新法第一百条の六第一項の検査に相当する検査の結果当該日本船舶が同条第三項各号の要件に相当する要件の全てに適合すると認められたときは、当該検査を受けた船舶所有者に対し、同項の臨時海上労働証書に相当する証書を交付しなければならない。

#### 5 前項の規定により交付した証書は、その交付後発効日までの間に国土交通省令で定める事由

が生じたときを除き、発効日以後は、新法第一百条の六第三項の規定により交付された臨時海上労働証書とみなす。この場合において、当該証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

6 相当検査の申請書の様式、相当検査の実施方法その他の相当検査に関し必要な事項並びに第二項の証書及び第四項の証書の様式並びに交付、再交付及び書換えその他これらの証書に関する必要な事項は、国土交通省令で定める。

7 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

一 国土交通大臣の行う相当検査を受けようとする者

二 第二項の証書又は第四項の証書の交付を受けようとする者（登録検査機関が相当検査を行った船舶に係るこれらの証書の交付を受けようとする者に限る。）

三 第二項の証書又は第四項の証書の再交付又は書換えを受けようとする者

四 前項の規定による登録（以下「登録申請者」という。）の申請をした者（以下「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に際して必要な手続は、国土交通省令で定める。

五 一回の登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

六 所在地

七 登録申請者が株式会社である場合にあつては、船舶所有者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十

九条第一項に規定する親法人をいい、当該登録申請者が外国にある事務所において相当検査に係る業務（以下「相当検査業務」という。）を行おうとする場合にあつては、外国における同法の親法人に相当するものを含む。）であること。

八 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員に占める船舶所有者の役員又は職員（過去二年間に当該船舶所有者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が三分の一を超えていること。

九 登録申請者は、前項の認可をした相当検査業務規程が相当検査業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるとときは、登録検査機関（外国にある事務所において相当検査業務を行う登録検査機関（以下「外国登録検査機関」という。）を除く。）に対し、その相当検査業務の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

十 相当検査業務規程には、相当検査業務の実施方法、専任の管理責任者の選任その他の相当検査業務の信頼性を確保するための措置、相当検査に關する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

十一 登録検査機関は、検査員を選任したときは、その日から十五日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更した

十二 国土交通大臣は、検査員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは第八項の規定により認可を受けた相当検査業務規程に違反する行為をしたとき、又は相当検査業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）に對し、検査員の解任を命ずることができる。

十三 前項の規定による命令により検査員の職を解され、解任の日から二年を経過しない者は、検査員となることができない。

十四 登録検査機関の役員及び職員で相当検査業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

十五 登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）をいふ。以下同じ。）の作成がされている場合

7 登録検査機関は、第四項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

8 登録検査機関は、相当検査業務の開始前に、相当検査業務の実施に関する規程（以下「相当検査業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

9 国土交通大臣は、前項の認可をした相当検査業務規程が相当検査業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるとときは、登録検査機関（外国にある事務所において相当検査業務を行う登録検査機関（以下「外国登録検査機関」という。）を除く。）に対し、その相当検査業務の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

10 相当検査業務規程には、相当検査業務の実施方法、専任の管理責任者の選任その他の相当検査業務の信頼性を確保するための措置、相当検査に關する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

11 登録検査機関は、検査員を選任したときは、その日から十五日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更した

12 国土交通大臣は、検査員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは第八項の規定により認可を受けた相当検査業務規程に違反する行為をしたとき、又は相当検査業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）に對し、検査員の解任を命ずることができる。

13 前項の規定による命令により検査員の職を解され、解任の日から二年を経過しない者は、検査員となることができない。

14 登録検査機関の役員及び職員で相当検査業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

15 登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識する



第百条 第二十九項 第二十九第一項 第二十九第一項各号	同条第二百条の十九第二項各号若しくは一部改正法附則第七条第十五項各号	検査業務又は一部改正法附則第七条第二項第二号イに規定する相当検査業務
第百条 第二十九項 第二十九第一項 第二十九第一項各号	同条第二百条の十九第二項各号若しくは一部改正法附則第七条第十五項各号	検査業務又は一部改正法附則第七条第二項第二号イに規定する相当検査業務
第百条 第二十九項 第二十九第一項 第二十九第一項各号	同条第二百条の十九第二項各号若しくは一部改正法附則第七条第十五項各号	検査業務又は一部改正法附則第七条第二項第二号イに規定する相当検査業務
第百条 第二十九項 第二十九第一項 第二十九第一項各号	同条第二百条の十九第二項各号若しくは一部改正法附則第七条第十五項各号	検査業務又は一部改正法附則第七条第二項第二号イに規定する相当検査業務
第百条 第二十九項 第二十九第一項 第二十九第一項各号	同条第二百条の十九第二項各号若しくは一部改正法附則第七条第十五項各号	検査業務又は一部改正法附則第七条第二項第二号イに規定する相当検査業務

の二十二又は第一百条の二十六第一項の規定によりされた命令とみなす。

第八条 前条第二十五回の規定による相当検査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

次回の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

前条第十七項の規定による許可を受けないで相当検査業務の全部を廃止したとき。

二 前条第二十一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 前条第二十二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

船舶所有者の代表者又は代理人、使用人その他従業者が、船舶所有者の業務に關し、第二項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その船舶所有者に対して、同項の刑を科する。

六 前条第十五項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第十六項各号の規定による請求を拒んだ者（外国登録検査機関を除く。）は、二十万円以下の過料に処する。

（準備行為）

第九条 新法第一百条の十二第一項に規定する登録を受けようとする者は、発効日前においても、その申請を行うことができる。新法第一百条の十六第一項の規定による検査業務規程の認可の申請についても、同様とする。

（処分、手続等の効力に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした処分、手続その他の行為であつて、新法（これに基づく命令を含む。）中相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十一条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお從前の例によることとする場合及びこの附則の規定によりなお從前の例による場合は、新法第一百条の十二第三項の規定の適用については、同項各号のいずれかに該当する者とみなす。

第八条 前条第二十五回の規定による相当検査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

次回の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

前条第十七項の規定による許可を受けないで相当検査業務の全部を廃止したとき。

二 前条第二十一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 前条第二十二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

船舶所有者の代表者又は代理人、使用人その他従業者が、船舶所有者の業務に關し、第二項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その船舶所有者に対して、同項の刑を科する。

六 前条第十五項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第十六項各号の規定による請求を拒んだ者（外国登録検査機関を除く。）は、二十万円以下の過料に処する。

（準備行為）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できることとされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお從前の例による。

二 第二条中船員法第一百条の三第一項並びに第一百条の六第三項第一号及び第三号の改正規定並びに附則第四条の規定平成二十六年四月十一日に採択された二千六年の海上の労働に関する条約の改正が日本国について効力を生ずる日

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。（経過措置の原則）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。（施行期日）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお從前の例による。（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できることとされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお從前の例による。

三 第二条中船員法第一百七十七条の三の次に一条を加える改正規定及び同法第一百三十条の改正規定平成二十八年十一月二十五日に採択された一千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約附属書の改正が日本国について効力を生ずる日

四 第二条中船員法第一百条の三の改正規定（第二号に掲げる部分を除く。）及び同法第一百条の六第五項の改正規定並びに附則第五条の規定平成二十九年二月十日に採択された二千六年の海上の労働に関する条約の改正が日本国について効力を生ずる日

（船員法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 附則第一条第二号に掲げる改正規定による改正前の船員法（以下この条において「第二号旧船員法」という。）第一百条の三第一項の規定により交付された海上労働証書及び第二号旧船員法第一百条の六第三項の規定により交付され

